

「証券総合サービス約款集」新旧対照表

下線を付した部分が改正点となります。(条、項及び号番号のみの変更は省略しています。)

新	旧
<p>最良執行方針 (2023年12月29日 改正)</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>(イ) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社Q U I C Kの情報端末(当社の本支店で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により選定されたものです。(以下、「<u>主市場</u>」と呼びます。))に取次ぎます。P T Sを含め複数の金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。当社でこのような執行を行うためにはシステム開発等を行う必要がありますが、これによってお客様が得られるであろう効果及び影響を当社内で検討した結果、現段階ではP T Sへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、<u>国内の金融商品取引所市場に取次ぐことが最も合理的であると判断いたします。</u></p> <p>なお、<u>主市場</u>の具体的な内容は、当社ホームページ (http://www.okasan.co.jp/) で掲載するほか、当社の本支店におい合わせいただければ、その内容をお伝えいたします。</p> <p>但し、次のような場合には<u>主市場</u>に取次ぎがない場合がございます。</p> <p>(a) 現物の取引及び制度信用取引・一般信用取引の買建ち又は売建ちの有効期限が指定された注文をお受けしている期間中に<u>主市場</u>が変更された場合で、<u>主市場</u>が変更される都度、大量注文の再入力等の対応を行うことで発生するコストの急増や執行の遅延等により、再入力等の対応を行わない場合と比較して、お客様にとって最良執行の効果が損なわれると当社が判断した場合には、当該注文について受注当初の<u>主市場</u>での執行を継続いたします。</p> <p>なお、お客様からご指示があれば、変更後の<u>主市場</u>に取次ぎます。</p> <p>(b) 制度信用取引はその制度上、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。したがって、反対売買を行う時点で<u>主市場</u>が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客様からご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。</p> <p>(c) 一般信用取引についても、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。</p> <p>したがって、反対売買を行う時点で<u>主市場</u>が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客さまからご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) により選定された金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていない場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎ契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。</p> <p>③ <u>岡三オンライン証券カンパニーにおける信用取引に係る注文については、上記②に拘わらず、東京証券取引所の市場に取次ぎます。なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがございます。</u></p>	<p>最良執行方針</p> <p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>(イ) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社Q U I C Kの情報端末(当社の本支店で御覧いただけます。)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により選定されたものです。(以下、「<u>選定市場</u>」と呼びます。))に取次ぎます。</p> <p>なお、<u>選定市場</u>の具体的な内容は、当社ホームページ (http://www.okasan.co.jp/) で掲載するほか、当社の本支店におい合わせいただければ、その内容をお伝えいたします。</p> <p>但し、次のような場合には<u>選定市場</u>に取次ぎがない場合がございます。</p> <p>(a) 現物の取引及び制度信用取引・一般信用取引の買建ち又は売建ちの有効期限が指定された注文をお受けしている期間中に<u>選定市場</u>が変更された場合で、<u>選定市場</u>が変更される都度、大量注文の再入力等の対応を行うことで発生するコストの急増や執行の遅延等により、再入力等の対応を行わない場合と比較して、お客様にとって最良執行の効果が損なわれると当社が判断した場合には、当該注文について受注当初の<u>選定市場</u>での執行を継続いたします。</p> <p>なお、お客様からご指示があれば、変更後の<u>選定市場</u>に取次ぎます。</p> <p>(b) 制度信用取引はその制度上、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。したがって、反対売買を行う時点で<u>選定市場</u>が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客様からご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。</p> <p>(c) 一般信用取引についても、新規建てと反対売買とを同一市場で行います。</p> <p>したがって、反対売買を行う時点で<u>選定市場</u>が変更されていても、反対売買は新規建てと同一市場で執行いたします。また、お客さまからご指示があっても、新規建てと同一市場以外での反対売買の執行はお受けできません。</p> <p>(ウ) (ア) 又は (イ) により選定された金融商品取引所市場が、当社が取引参加者又は会員となっていない場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者又は会員のうち、当該金融商品取引所市場への注文の取次ぎ契約を締結している者を経由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。</p> <p><u>なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがございます。</u></p> <p>③ <u>なお、岡三オンライン証券カンパニーにおける信用取引に係る注文については、上記②に拘わらず、東京証券取引所の市場に取次ぐことといたします。</u></p>

新	旧
<p>最良執行方針（ホットライン取引でSOR利用のご指示をいただいているお客さま向け）（2023年12月29日新設）</p> <p>この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。</p> <p>当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。</p> <p>1. 対象となる有価証券</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数、金価格等、金融商品市場における相場その他の指標に連動する形の投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」</p> <p>(2) フェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」</p> <p>(3) 岡三オンライン証券カンパニーにおいては一部取扱いのない商品もございますので、ホームページにてご確認ください。</p> <p>2. 用語の定義</p> <p>「SOR」（Smart Order Routing）とは、金融商品取引所市場、PTS、ダークプールなど複数の市場又はシステムから最良の価格と約定可能性を判断して注文を執行する仕組みのことです。</p> <p>「PTS」（Proprietary Trading System）とは、金融庁長官による認可を受けた金融商品取引業者が運営する私設取引システムのことです。証券取引所を経由せずに株式などを売買できます。</p> <p>「ダークプール」（Dark Pool）とは、証券会社が提供しているサービスで、証券会社内部で投資家同士の注文をシステムで付合わせ（マッチング）を行い、金融商品取引所の立会外市場で約定させる取引のことです。当社では、Cboeジャパン株式会社が運営するCboe BIDS Japanというダークプールに接続しております。</p> <p>「レイテンシーアービトラージ」（Latency Arbitrage）とは、市場参加者（SORも含む）などの認知・決定・行動の時間差から生じる価格差や需給量変化を狙った取引手法のことです。SORを利用する場合も、複数の取引施設に注文が出される場合、最初の1箇所の取引施設の約定情報を高速な通信設備を利用して認知し、他の取引施設に注文を出すかどうかを判断し、先回りして売買する行動をすることなどで利益を得ようとする取引手法を指します。</p> <p>「主市場」とは、複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、当該銘柄の執行時点において、株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店で御覧いただけます。）において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により選定されたものです。（以下、「主市場」と呼びます。））に取次ぎます。</p> <p>なお、主市場の具体的な内容は、当社ホームページ（https://www.okasan.co.jp/）で掲載するほか、当社の本支店にお問合わせいただければ、その内容をお伝えいたします。（当社の本支店では「選定市場」とも呼ばれます。）</p> <p>「IOC」（Immediate Or Cancel）とは、取引施設に注文が到達した時点で、その注文が即座に約定しなければ約定しなかった分を取消す注文条件のことです。</p> <p>3. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由</p> <p>当社においては、お客様からいただいた注文に対し、お客様から取引の執行に関してSOR利用のご指示をいただいた場合につきましては、次の方法により執行いたします。</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(1) 上場株券等</p> <p>当社は上場株券等に、金融商品取引所市場の立会時間内に受注した注文の執行につきましては、<u>金融商品取引所市場に加え、弊社が契約しているダークプールやPTSなどを対象にするSORを導入しています。</u></p> <p><u>SORを導入する理由としましては、当社にホットラインを設定されている主に法人のお客様の注文を執行するにあたり、可能な限りマーケットインパクトを抑制しながら約定機会を得るために合理的な執行方法と判断するためです。</u></p> <p>① <u>SOR対象銘柄</u></p> <p><u>基本的にダークプール・PTSで取扱いがある銘柄が対象銘柄になります。</u></p> <p><u>SORは金融商品取引所市場と価格等を比較して判断するため比較対象に取扱いがある必要があります。</u></p> <p><u>当社のSORが注文の回送の対象とする取引施設は、国内の金融商品取引所市場、ダークプールはCboeジャパン株式会社が運営するCboe BIDS Japan、PTSはCboeジャパン株式会社が運営するCboe Alpha、ジャパンネクスト証券株式会社が運営するJ-Marketです。</u></p> <p><u>SOR対象市場等の選択の方法及び順序の概略は以下の通りです。</u></p> <p>(a) <u>主市場の立会時間内においてSORシステムは、SOR注文の受注時における主市場の最良気配を取得いたします。その上で主市場の最良気配内にある他の取引施設の気配を合成した「仮想板」を作成します。</u></p> <p><u>「仮想板」を最初に作成する理由としましては、当社で発注可能な取引施設全てを対象に、公開されている気配情報の最良の気配を特定するためです。</u></p> <p>(b) <u>仮想板を作成した上で、ダークプールであるCboe BIDS Japanに仮想板の最良気配の1ティックさらに有利な価格の指値でIOCにてマッチングを行います。</u></p> <p><u>最初にダークプールのCboe BIDS Japanにてマッチングを行う理由としましては、お客様の注文のマーケットインパクトを抑制するためには、気配情報が公開されないダークプールを最優先するのが合理的であると考えからです。</u></p> <p>(c) <u>Cboe BIDS Japanでマッチングしなかった残りの数量の注文を主市場とPTSにて執行します。気配価格が同値の場合、主市場、PTSそれぞれの最良気配数量が多い順に分割して発注いたします。</u></p> <p><u>最良気配数量が多い順に分割して発注する理由としましては、約定可能性をなるべく高くすることとレイテンシーアービトラージに約定を妨げられる可能性を極力低くするためです。</u></p> <p><u>レイテンシーアービトラージへの対応は以下の通りです。</u></p> <p>i) <u>最初に注文の全量を気配が公開されないダークプールにて、全ての取引施設で最良となる価格のIOCでマッチングを試みる。</u></p> <p>ii) <u>ダークプール以外の各取引施設に発注する際、同じタイミングで一斉に発注する。</u></p> <p>iii) <u>主市場以外の取引施設には全てIOCの条件を付して発注する。</u></p> <p>iv) <u>各取引施設に注文数量を分割する際、気配数量の多い順に数量を割り当てる。</u></p> <p><u>これらをレイテンシーアービトラージへの対応として選択している理由は気配が公開されない取引施設を最大限活用した上で、各取引施設に分割して発注する必要がある場合は発注タイミングを同時にすることでレイテンシーアービトラージを回避できると判断しているからです。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>② SOR非対象銘柄</p> <p><u>PTSで取り扱いのない銘柄、すなわち東京証券取引所に上場せず他の金融商品取引所市場に上場している銘柄などが該当します。またPTSや金融商品取引所市場で規制等が掛かっている銘柄はSOR非対象となります。</u></p> <p><u>SOR非対象銘柄は、主市場にて注文を執行します。</u></p> <p><u>SOR非対象銘柄を主市場にて注文を執行する理由としましては、主市場は多くの投資家の需要が集中しており、他の重複上場している金融商品取引所市場や取引所外取引と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、主市場で執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。</u></p> <p>(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）</p> <p><u>当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けしておりません。但し、上場していた当時から当該銘柄を所有されていたお客様の注文は、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定されているフェニックス銘柄につきましては、お客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えるからです。お客様からいただいた売却注文を、注文の集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客様の換金ニーズを実現できる可能性が高まると判断します。</u></p> <p><u>当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。</u></p> <p><u>但し、銘柄によっては、注文をお受けできないものがございます。</u></p> <p>4. その他</p> <p>(1) 上記「3. 最良の取引の条件で執行するための方法及びこの方法を選択する理由」に掲げる方法によらず執行する取引</p> <p>① お客様から執行方法に関するご指示があった取引</p> <p><u>お客様から執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引は、ご指示いただいた方法により執行いたします。</u></p> <p>② 端株及び単元未満株の取引</p> <p><u>端株及び単元未満株等の取引は、端株及び単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法により執行いたします。</u></p> <p>③ 取引約款等において執行方法を特定している取引</p> <p><u>株式累積投資等、取引約款等において執行方法を特定している取引は、取引約款等において定める方法により執行いたします。</u></p> <p>(2) システム障害時等の対応</p> <p><u>システム障害の内容が、金融商品取引所市場が接続も含めて正常で、ダークプール、PTSが障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、SORを適用せず全て金融商品取引所市場で執行します。</u></p> <p><u>逆に金融商品取引所市場が障害あるいは当該施設との接続が切断している場合は、SORの参照する主市場の情報が遮断されるため、執行を停止します。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>(3) <u>ホットラインのお客様の位置付け</u> <u>当社とホットラインのお取引をする場合、一定以上のお取引があるなどの基準を設けておりま</u> <u>す。基準の内容につきましては、当社本支店までお問い合わせください。</u></p> <p><u>最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合</u> <u>的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかった</u> <u>としても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款（2024年1月1日 改正） （約款の趣旨）</p> <p>第1条 本約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にすることを目的として定めるものです。 （非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第19項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受受することができません。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規程する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を</p>	<p>非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款 （約款の趣旨）</p> <p>第1条 本約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、当社に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第4号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にすることを目的として定めるものです。 （非課税口座開設届出書等の提出等）</p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受受することができません。</p> <p>4. 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規程する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>(1) 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>(2) 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p> <p>5. お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法</p>

新	旧
<p>提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年(非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)において設けられます。</p> <p>(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、且つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)に掲げるものを除きます。)のみを受入れます。</p> <p>(1) 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>(削 除)</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11</p>	<p>第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p>6. 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p>(累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定(本契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年(非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(特定累積投資勘定の設定)</p> <p>第3条の3 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、且つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの(以下、「累積投資上場株式等」といいます。))に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で(1)、(2)に掲げるものを除きます。)のみを受入れます。</p> <p>(1) 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第23項により読替えて準用する同条第10項第1号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定(当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。)から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>(3) 租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11</p>

新	旧
<p>号に規定する上場株式等</p> <p>(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、且つ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの）に限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。</p> <p>(1) 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。</p> <p>(1) 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなることにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p>イ. 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が1,200万円を超える場合</p>	<p>号に規定する上場株式等</p> <p>(特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等（「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。</p> <p>(1) 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から102万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>(2) 租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</p> <p>(特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で（1）、（2）に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。）のみを受入れます。</p> <p>(1) 次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が102万円（（2）に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ. 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第</p>

新	旧
<p>ロ. <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受入れることができません。</p> <p>(1) <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>(2) <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(3) <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第25条の13</u></p>	<p><u>3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、</u>により取得をした上場株式等で、<u>その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</u></p> <p>ロ. <u>当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（(2)に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>(2) <u>租税特別措置法施行令第25条の13第30項により読替えて準用する同条第29項各号（同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定に基づき、他年分非課税管理勘定（特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。）から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日（当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の前年12月31日の翌日）に移管がされる上場株式等</u></p> <p>(3) <u>租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>2. 特定非課税管理勘定には、お客様の区分に応じそれぞれ次の(1)又は(2)及び(3)に定める上場株式等を受入れることができません。</p> <p>(1) (2) 以外のお客様</p> <p><u>第1項第1号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>イ. <u>特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受入れようとする日以前6カ月以内にその者の特定累積投資勘定において上場株式等を受入れていない場合に取得をしたもの</u></p> <p>ロ. <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>ハ. <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</u></p> <p>(2) <u>お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第25項第4号ロに規定する特定個人に該当する場合には、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択届出書」を提出されたお客様を除きます。）</u></p> <p><u>第1項第1号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの</u></p> <p>(3) <u>第1項第1号ロ又は第2号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第2項第1号ロ及びハに掲げる上場株式等に該当するもの</u></p>

新	旧
<p>定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(2) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>(1) お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>	<p>施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>(1) <u>お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</u></p> <p>(2) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>(1) お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(特定累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税</p>

新	旧
<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は</p>	<p>特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>(1) お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して第5条の2第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</p> <p>(2) お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>第8条の4 本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。</p> <p>(1) お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が別に定める期限までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>(2) 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p> <p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第9条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する特定署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類</p>

新	旧
<p>記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(削 除)</p> <p>(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>第10条 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。但し、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</p> <p>(1) 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(2) 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項但し書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。但し、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p>(非課税管理勘定、累積投資勘定の変更手続き)</p> <p>第11条 お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p>	<p>又は特定署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>(非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定(特定非課税管理勘定)の変更手続き)</p> <p>第10条 お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>2. お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当該変更しようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p>3. 2024年1月1日以後、お客様が当社に開設した非課税口座(当該口座に2023年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り)に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

新	旧
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (2024年1月1日 改正) (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>4. お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、且つ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第16条から第18条、第20条及び第26条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、</p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が別に定める期限までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。但し、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>4. お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）の前年12月31日又は2024年1月1日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以下「災害等事由」といいます。）による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p> <p>5. 当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、且つ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。本約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、</p>

新	旧
<p>2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。</p> <p>（2）租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（2）お客様がその年の1月1日において18歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（2）当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下本約款のこの号及び第18条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p>（継続管理勘定等への移管）</p> <p>第12条 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</p> <p>2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する当社が別に定める期限までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第13条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>（課税未成年者口座の設定）</p> <p>第14条 課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の特定口座が含まれず、本約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>	<p>2024年から2028年までの各年（お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p> <p>（未成年者口座に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受入れます。</p> <p>2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受入れます。</p> <p>（2）租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、5年経過日の属する当社が別に定める期限までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。）</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（2）お客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>（2）当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡（租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下本約款のこの号及び第17条第2号において同じ。）で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p>（出国時の取扱い）</p> <p>第12条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第2号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>（課税未成年者口座の設定）</p> <p>第13条 課税未成年者口座（お客様が当社に開設している特定口座若しくは預金口座、貯金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座で本約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。</p>

新	旧
<p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第15条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第16条から第18条及び第20条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定に拘らず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第18条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(2) 当該上場株式等の第16条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第19条 第17条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第21条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款の第3章(第16条及び第20条を除く)の適用があるものとして取扱います。</p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第23条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、予め当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>3. お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>5. お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第26条 お客様が受入期間内に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第15条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p>	<p>(課税管理勘定における処理)</p> <p>第14条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第15条から第17条及び第19条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定に拘らず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(本約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。</p> <p>(課税管理勘定の金銭等の管理)</p> <p>第17条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>(2) 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われぬものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)</p> <p>第18条 第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>(出国時の取扱い)</p> <p>第20条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、本約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取扱います。</p> <p>(代理人による取引の届出)</p> <p>第22条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、予め当社に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>3. お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>5. お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、予め当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。</p> <p>(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>第25条 お客様が受入期間内に、当社への買付の委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>(非課税口座のみなし開設)</p>

新	旧
<p>第28条 2024年以降の各年（その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、且つ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（契約の解除）</p> <p>第29条 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>（5）お客様が出国の日の前日までに第13条の出国移管依頼書を提出して出国したが、基準年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかったとき</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p>	<p>第27条 2017年から2028年までの各年（その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。）の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2. 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）が提出されたものとみなし、且つ、同日において当社とお客様との間で非課税上場株式等管理契約（同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。）又は特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。</p> <p>（契約の解除）</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>（5）お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、基準年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかったとき</p> <p>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</p>

以 上